

( 整理番号 2508 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 4 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 8 月 5 日 13 時 30 分 ~ 16 時 45 分					
場所	長野労働局 2 階会議室					
出席状況	公益 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
	労働者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
	使用者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他					
議事録						
開会						
○岡田賃金室長 それではこれより、長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 4 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まずは定足数の確認です。本日の出席者は、公益代表の廣瀬委員がテレビ会議システムによる出席となり、委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告します。また、本日は 2 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。それではこれから審議につきまして、山本部会長よろしくお願ひいたします。						
山本部会長 皆様、こんにちは。連日の部会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。本日、報道でご存じかと思いますけれども、昨日、中央最低賃金審議会の目安に関する答申が出されておりまして、またこの後ご報告があるかと思いますけれどもこれを参照しながら検討していきたいのと、本日は 4 回目ということでいよいよ結論を見据えた審議ということに入っていきたいというように思っておりますので、その辺りのご協力をよろしくお願いいたします。それでは本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表から斎藤委員使用者代表から峰山委員にお願いをいたします。						

それでは、前回に続きまして、長野県最低賃金額の改正に向けた具体的な審議に入りたいと思いますが、その前に、中央最低賃金審議会の審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

昨日、8月4日に第7回目安に関する小委員会が開催され、審議の結果、長野県を含むBランク63円の引上げとする小委員会報告が取りまとまっております。その後、引き続き第71回中央最低賃金審議会が開催され、中央最低賃金審議会会长から厚生労働大臣に対して、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申がなされております。本日の配付資料1に第71回中央最低賃金審議会配付資料がございまして、この中の2に目安に関する小委員会報告がございます。また、本日の資料2に令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文がございます。事務局からは以上でございます。

○山本部会長

それでは、事務局の方で中央最低賃金審議会の答申文の朗読をお願いします。

○岡田賃金室長

それでは、資料2の令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）こちらのほうを事務局の方で朗読させていただきます。駆け足の説明になることをご了承頂きたいと思います。

< 答申文及び別紙1を全文読み上げ >

山本部会長

ありがとうございました。ただ今説明のありました答申文の内容を踏まえ、これから審議をよろしくお願ひいたします。それでは前回の専門部会が終了した段階での結論の確認になりますが、労働者側の御提示が132円引上げの時間額1,130円、使用者側の御提示が34円引上げの時間額1,032円でございました。現時点では、この審議は公開でスタートしておりますけれども、公開の場を利用して何か御意見やご質問などはございますか。

（労使委員からなしを確認）

特に公開の場を利用してということがなければ、公労・公使の個別協議を再開することが相当ではないかと考えますが、この点について、労使の委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

（労使委員から個別協議を求める発言あり）

分かりました。個別協議は、前回と同様に非公開で行うことでよろしいでしょうか。

(労使委員から「異議なし」を確認)

分かりました。それでは、まず、労働者側から開始しますので、使用者側の皆様は一旦席を外していただくようお願いします。労働者側の協議が終わりましたら、お声がけしますので、入室してください。また、傍聴人、報道機関の方々は、荷物をすべて持って退出し、1階玄関ロビー等でお待ちいただくようお願いします。なお、会議の再開については、追ってお知らせします。それでは、退出をお願いします。

< 個別協議 >

○山本部会長

これから公開で全体協議に戻ります。個別でお話を伺いいたしましたが、双方の主張は合意に至りませんでした。現在、労側からご提示いただいている額がプラス68円の時間額1,066円、使側からご提示いただいている額がプラス46円の時間額1,044円ということで、22円の開きがあります。本日は合意に至らなかったということで、次回第5回の専門部会で、8月7日木曜日午前10時から部会を開始したいと思います。事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

8月7日の第5回専門部会については、資料17の日程表予備1をご覧いただければと思います。ここには8月7日木曜日の午前10時30分と書いてございますが、これが30分早く開催されることになります。また、ここには第4回と書いてございますが、第5回の開催ということになります。開催場所については、労働局会議室ではなくホテル信濃路3階飯綱で開催します。それで、お昼休憩を挟みまして、上の方の表ですが、8月7日木曜日の13時30分から第3回本審を同じ会場で開催する予定ですので、会場についてお間違えのないようお願いいたします。

山本部会長

ありがとうございました。最後の労働者代表委員から何かございますか。

(なしを確認)

使用者代表委員から何かございますか。

(なしを確認)

それでは、第5回の専門部会が8月7日に開かれますので、引き続き皆様にはご参集いただきますようお願いします。それでは本日はこれで閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

閉会